

# ■ 公 營 企 業 ■

## 市立池田病院

「コロナ禍」が続く中、急性期医療を担う地域医療支援病院として求められる使命を果たすべく、新型コロナウイルス感染症に対応しつつも、通常診療機能の維持、充実に努めた。

医療機器・備品の整備に関しては、内視鏡センターで使用する高周波手術装置や大腸ビデオスコープなどの更新を行った。また、課題となっている老朽化した施設・設備更新に関しては、空調設備や防災設備の更新を進めた。

経営状況については、新型コロナウイルス感染症の影響により、入院患者数及び外来患者数ともに僅かずつ減少となったが、収益性向上につなげるべく取り組んできた急性期病院としての診療機能の強化・充実に伴い、診療単価は平成 28 年度以降 6 年連続で上昇しており、入院収益、外来収益ともに前年度を上回った。一方、新型コロナウイルス感染症患者への対応として確保した病床に係る減収分の補てんとする補助金などの減少により、医業外収益は減少した結果、事業収益としては微減にとどまった。

事業費用については、給与費及び償却が終了した増改築に係る建物の減価償却費が減少したものの、新型コロナウイルス感染症治療薬、抗がん剤などの薬品費、光熱水費、機械式駐車場設備に係る修繕費の増加などにより、材料費及び経費が増えたことから、前年度に比べて増加となった。

今後とも地域医療での連携強化に取り組み、安全で質の高い医療の提供を維持するとともに、収益の確保と費用の削減を図り、安定した財政基盤の確立に努めるものである。

### 1. 施設概要

開設年月	昭和 26 年 10 月（平成 9 年 10 月新築移転、平成 16 年 7 月東館開院）
敷地	18,113 m <sup>2</sup>
建物	延床面積 39,005.03 m <sup>2</sup> 鉄骨鉄筋コンクリート、地下 1 階、地上 5 階建（東館は 4 階建）
病床	一般病床 364 床

## 2. 診 察 科 目

28 科

内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、腎臓内科、脳神経内科、血液内科、糖尿病・内分泌内科、小児科、外科、呼吸器外科、消化器外科、脳神経外科、乳腺・内分泌外科、整形外科、形成外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、放射線治療科、麻酔科、歯科、歯科口腔外科、病理診断科

## 3. 看 護 体 制

7 対 1 看護体制

## 4. 救急医療体制

救急告示医療機関（二次救急医療）

診 療 科 目 内科、外科、小児科

## 5. 職 員 構 成

（令和 5 年 3 月 31 日現在）

	現 在 員
医 師	77 人
医 療 技 術 員	108 人
看 護 師	320 人
事 務 職 員	18 人
計	523 人

## 6. 利 用 状 況

（単位：人）

区分		年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
入 院	年 延 患 者 数		108,420	102,526	100,935
	一 日 平 均 患 者 数		297.0	280.9	276.5
外 来	年 延 患 者 数		207,974	209,472	207,683
	一 日 平 均 患 者 数		855.9	865.6	854.7

7. 一日平均患者数

(単位：人)

区 分	入院	外来	区 分	入院	外来
内 科	11.1	34.1	整 形 外 科	23.7	44.9
呼 吸 器 内 科	26.6	30.8	形 成 外 科	3.0	25.0
消 化 器 内 科	42.9	113.3	皮 膚 科	3.7	29.3
循 環 器 内 科	15.4	37.1	泌 尿 器 科	16.0	60.9
腎 臓 内 科	10.2	22.0	産 婦 人 科	14.7	56.4
脳 神 経 内 科	7.7	15.8	眼 科	3.5	29.3
血 液 内 科	30.3	34.0	耳 鼻 咽 科	6.5	35.1
糖 尿 病 ・ 内 分 泌 内 科	11.9	48.3	リハビリテーション科		11.4
小 児 科	5.4	22.8	放 射 線 科		13.3
外 科	0.0	3.3	放 射 線 治 療 科		21.9
呼 吸 器 外 科	1.6	3.2	麻 酔 科	0.0	22.7
消 化 器 外 科	33.8	47.2	歯 科 ・ 歯 科 口 腔 外 科	3.7	53.6
脳 神 経 外 科	0.0	2.6			
乳 腺 ・ 内 分 泌 外 科	4.8	36.4	合 計	276.5	854.7

8. 一般病室使用料及び病室・病床数

(金額は消費税抜き)

区 分	病 室 数	病 床 数	使 用 料	
			市 内 患 者	市 外 患 者
特 別 室	4 室	4 床	20,000 円	30,000 円
個 室	77 室	77 床	7,000 円	10,500 円
観 察 室	49 室	52 床	---	---
総 室	60 室	231 床	---	---
合 計	190 室	364 床		

9. 年度別財政状況 (決算)

(単位：千円)

年度	収 益 的		資 本 的		純 利 益
	収 入	支 出	収 入	支 出	
令 和 2 年 度	13,343,295	12,850,901	967,078	1,520,411	492,394
令 和 3 年 度	15,099,328	13,462,808	1,503,897	2,037,109	1,636,520
令 和 4 年 度	15,050,725	13,695,189	1,107,967	1,652,740	1,355,536
令 和 5 年 度	14,587,298	14,554,240	1,729,405	2,189,980	33,058

(令和5年度は当初予算であり、消費税等相当額を含む。)

## 水 道 事 業

池田市の水道事業は、昭和 12 年に余野川を水源とし、計画給水人口 35,000 人、計画 1 日最大給水量 4,410 m<sup>3</sup>の上水道工事に着手し、昭和 13 年に給水を開始した。

以来、住宅都市としての発展に伴う給水人口の増加、下水道普及などの市民生活向上による水需要増大などに対応するため、第 6 次まで拡張事業を行った。平成 23 年度から令和 4 年度にかけては、施設整備計画に基づき古江浄水場や防災上の重要給水拠点に接続する水道管などの更新、耐震化を行った。令和 4 年度末には、水需要の動向を踏まえ、適正な事業規模を勘案しながら、危機管理体制の充実及び既存施設の更新を主体とし、計画期間を令和 5 年度から令和 14 年度までの 10 年間とした第 2 次上水道施設整備計画を策定した。

平成 26 年度には、「上下水道 BCP（業務継続計画）」を策定し、危機管理体制の強化に努めている。

### 1. 施設概要

浄水場	古江浄水場				
水源	猪名川、余野川、一庫ダム				
配水能力	69,000 m <sup>3</sup> /日				
配水池	7 か所	26,600 m <sup>3</sup>			
配水管延長	口径 50 mm～600 mm	288,222m			

### 2. 事業の概要

項目 \ 年度	平成 30	令和元	2	3	4
給水区域内人口 (人)	103,607	103,600	103,621	103,336	103,064
給水人口 (人)	103,585	103,578	103,601	103,317	103,046
普及率 (%)	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9
給水量 (m <sup>3</sup> )	11,972,871	11,716,833	11,637,379	11,412,460	11,179,720
1日最大給水量 (m <sup>3</sup> )	36,412	34,843	35,055	33,376	32,743
1日平均給水量 (m <sup>3</sup> )	32,802	32,013	31,883	31,267	30,629
1人1日最大給水量 (ℓ)	352	336	338	323	318
1人1日平均給水量 (ℓ)	317	309	308	303	297
有収水量 (m <sup>3</sup> )	11,232,932	11,143,157	11,079,990	10,934,530	10,697,159
有収率 (%)	93.82	95.10	95.21	95.81	95.68
1 m <sup>3</sup> 当り給水原価 (円)	163.97	172.28	183.21	180.94	192.46
1 m <sup>3</sup> 当り供給単価 (円)	159.41	169.44	162.44	147.39	146.07

### 3. 使用料等

・水道料金（1か月分）

（平成26年4月1日実施）

区分 用途	基本水量	基本料金	超 過 料 金（1 m <sup>3</sup> につき）		
一 般 用	8 m <sup>3</sup>	710 円	8 m <sup>3</sup> を超え	10 m <sup>3</sup> まで	75 円
			10 m <sup>3</sup> を超え	20 m <sup>3</sup> まで	150 円
			20 m <sup>3</sup> を超え	30 m <sup>3</sup> まで	205 円
			30 m <sup>3</sup> を超え	40 m <sup>3</sup> まで	270 円
			40 m <sup>3</sup> を超え	50 m <sup>3</sup> まで	315 円
			50 m <sup>3</sup> を超え	100 m <sup>3</sup> まで	352 円
			100 m <sup>3</sup> を超え	500 m <sup>3</sup> まで	361 円
			500 m <sup>3</sup> を超え	1,000 m <sup>3</sup> まで	366 円
			1,000 m <sup>3</sup> を超えるもの	371 円	
湯屋用			1 m <sup>3</sup> につき	60 円	
臨時用			1 m <sup>3</sup> につき	700 円	

ただし、上記料金表により算出した額に消費税法に基づく消費税額及び地方税法に基づく地方消費税額に相当する額を加算した額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）とする。

・メーター料（1か月1個につき）

（平成26年4月1日実施）

メーターの口径	金 額	メーターの口径	金 額
20mm まで	50 円	50mm	2,000 円
25mm	70 円	75mm	2,300 円
30mm	200 円	100mm	3,000 円
40mm	300 円	150mm	12,000 円

ただし、上記料金表により算出した額に消費税等相当額を加算した額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）とする。

・口径別納付金

（平成26年4月1日実施）

メーターの口径	金 額	メーターの口径	金 額
13mm	120,000 円	75mm	11,340,000 円
20mm	240,000 円	100mm	23,820,000 円
25mm	660,000 円	150mm	67,200,000 円
30mm	1,080,000 円	200mm	142,200,000 円
40mm	2,280,000 円	250mm	251,160,000 円
50mm	4,080,000 円	300mm	401,400,000 円

ただし、上記料金表により算出した額に消費税等相当額を加算した額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）とする。

## 4. 年度別財政状況（決算）

（単位：千円）

年度	収 益 的		資 本 的		純 利 益
	収 入	支 出	収 入	支 出	
平成 30	2,462,129	2,086,226	1,132,680	1,942,448	375,903
令和元	2,382,753	2,011,928	775,052	1,579,988	370,825
2	2,209,836	2,099,829	875,010	1,865,193	110,007
3	2,174,599	2,057,084	376,111	1,338,326	117,515
4	2,191,928	2,174,945	537,499	1,591,732	16,983
5（当初予算）	2,340,714	2,509,400	712,236	1,773,313	△265,000

（当初予算及び資本的収支は消費税等相当額を含む。）

## 公共下水道事業

本市の下水道事業は、昭和 28 年に市内の浸水対策として旧市街地 225.20ha の計画面積を対象に事業着手し、逐次計画区域を拡充してきた。

昭和 51 年には、市街化調整区域である細河地区を特定環境保全公共下水道として事業認可を得て、当地区の環境整備はもとより池田市上水道の水源である猪名川・余野川の水質保全を図るため事業を実施してきた。

汚水処理は、新町・旭丘の一部と細河地区を除く箕面川以北 767.24ha の区域は池田市下水処理場で処理を行い、その他の 350.33ha の区域については、6 市 2 町（大阪府側：池田市、箕面市、豊中市、豊能町、兵庫県側：伊丹市、川西市、宝塚市、猪名川町）により構成する猪名川流域下水道の原田水みらいセンターにおいて共同処理をしている。

雨水対策事業は、昭和 51 年度に合流式で整備済みの区域を分流式に変更して計画の見直しを行い鋭意対策の強化に努めている。平成 15 年度には八王寺川雨水増補幹線が完成、石橋地区においても集中豪雨による浸水被害を軽減するため、平成 22 年度に石橋第 1 増補幹線が完成し、平成 30 年度には石橋第 2 増補幹線の一部を供用開始している。また、平成 30 年度より城南地区から神田地区の重点地区において、床上浸水を解消するため、「下水道浸水被害軽減総合計画」に基づき整備に着手している。その後、令和元年度に国の制度として下水道床上浸水対策事業が創設され、交付金ではなく個別の補助金となっていることから、国費の確実な確保と早急な整備を目的に計画を移行した。

下水処理場については、昭和 43 年に処理能力 14,000 m<sup>3</sup>/日で供用を開始し、昭和 47 年度末には処理能力 35,000 m<sup>3</sup>/日の施設が完成した。その後も増設を進め、平成 9 年度末には処理能力 63,600 m<sup>3</sup>/日の施設が稼動したが、平成 16 年度には大阪湾流域別下水道整備総合計画への適合を図り、全量を高度処理とする 58,100 m<sup>3</sup>/日の処理能力に計画変更した。平成 24 年度末には高度処理施設 39,400 m<sup>3</sup>/日が完成し、高級処理と高度処理を合わせた現施設の全体処理能力は 74,400 m<sup>3</sup>/日となっている。また、大阪湾流域別下水道整備総合計画の見直しに伴い、平成 25 年度には全体計画処理能力を 51,660 m<sup>3</sup>/日に計画変更している。

このように下水道整備を精力的に推進してきた結果、昭和 52 年には処理人口普及率が 90%を超え、平成 26 年度末には 100%に達した。また、昭和 62 年度から阪急池田駅前の都市化した空間に「池田せせらぎモール」を創り、ここに池田市下水処理場より高度処理した処理水の一部を送水している。



1. 事業内容

・公共下水道管渠関係

区域及び面積 細河地区を除く認可区域 996.83ha  
 計画事業費 35,542 百万円  
 計画人口 92,022 人  
 排除方法 分流式・一部合流式

・特定環境保全公共下水道

区域及び面積 細河地区の認可区域 120.74ha  
 計画事業費 2,805 百万円  
 計画人口 3,978 人  
 排除方法 分流式

・公共下水道処理場関係

敷地面積 2.39ha  
 処理方法及び処理能力 74,400 m<sup>3</sup>/日  
     活性汚泥法による高級処理 35,000 m<sup>3</sup>/日  
     凝集剤併用型循環式硝化脱窒法  
     +急速ろ過による高度処理 39,400 m<sup>3</sup>/日  
 計画処理能力及び人口 767.24ha 73,610 人  
 計画事業費 26,607 百万円

2. 普及状況（令和4年度末）

・公共下水道（特定環境保全公共下水道を含む）

計画処理面積 (a)	行政区域内人口 (b) (計画処理人口)	現在処理面積 (c)	現在処理人口 (d)	$\frac{(c)}{(a)}$	$\frac{(d)}{(b)}$
1,118ha	103,064 人 (96,000 人)	1,085ha	103,061 人	97.0%	100.0%

### 3. 水洗化計画

#### ・水洗便所設置奨励策

改造資金貸付金	改造助成金
貸付金額 200,000 円以内 貸付期間 3 年以内 償還方法 資金交付の月の翌月から 元金均等月賦償還 (池田市水洗便所改造資金貸付条例) なお、連帯保証人が必要	改造工事 1 件 5,000 円  但し、処理区域の公告の日から 3 年以内に改造されたもの (池田市水洗便所改造助成条例)
上記いずれも市税及び下水道受益者負担金を完納していること	

#### ・水洗化普及状況（令和 4 年度末）

整備区域内戸数	水洗化戸数	水洗化普及率	未水洗戸数
51,615 戸	51,560 戸	99.9%	55 戸

### 4. 下水道使用料

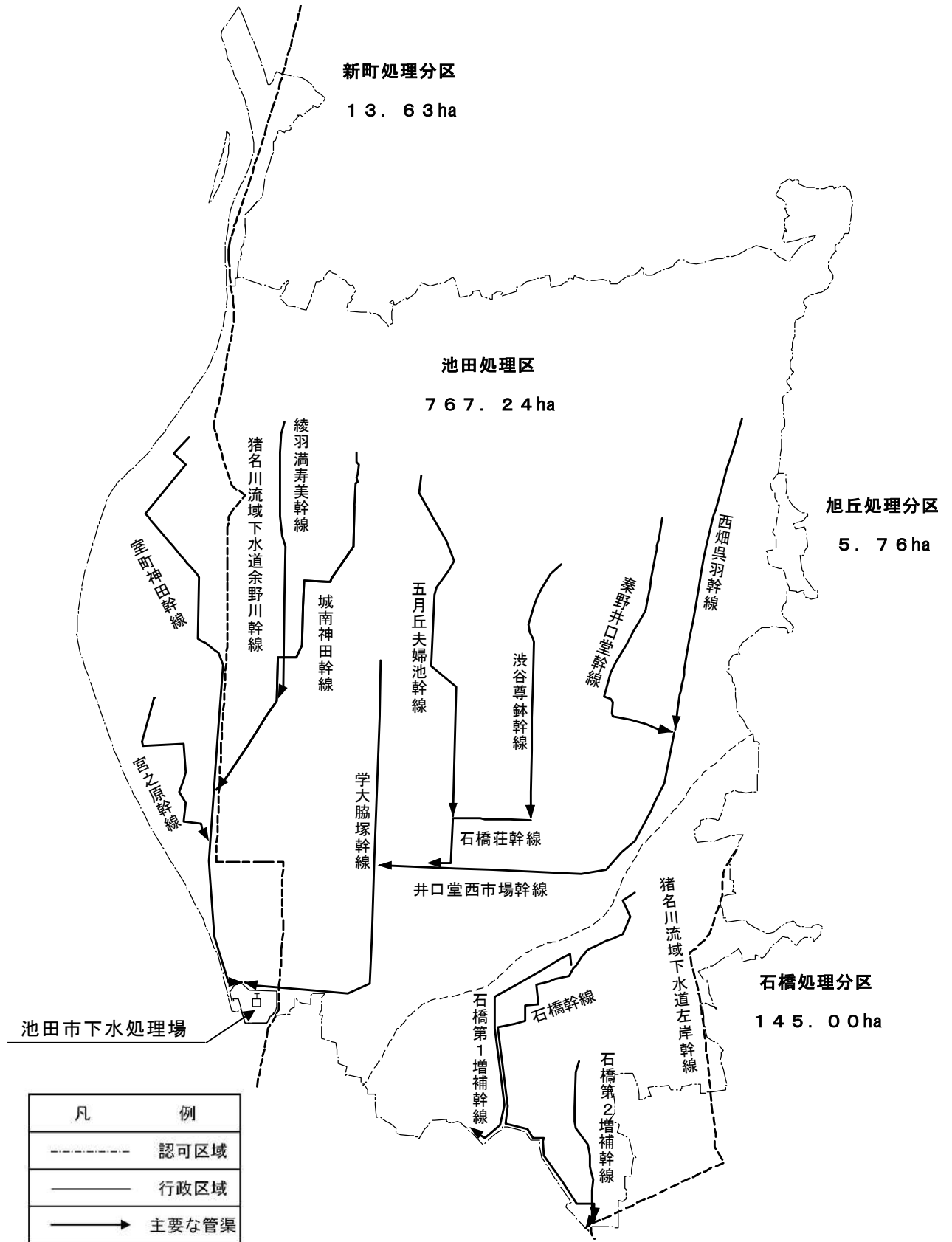
区分	汚水量	使用料
一般汚水	基本料金（1 か月 8 m <sup>3</sup> までの分）	470 円
	8 m <sup>3</sup> を超え 10 m <sup>3</sup> までの分（1 m <sup>3</sup> につき）	35 円
	10 m <sup>3</sup> を超え 20 m <sup>3</sup> までの分（1 m <sup>3</sup> につき）	69 円
	20 m <sup>3</sup> を超え 30 m <sup>3</sup> までの分（1 m <sup>3</sup> につき）	85 円
	30 m <sup>3</sup> を超え 40 m <sup>3</sup> までの分（1 m <sup>3</sup> につき）	103 円
	40 m <sup>3</sup> を超え 50 m <sup>3</sup> までの分（1 m <sup>3</sup> につき）	123 円
	50 m <sup>3</sup> を超え 100 m <sup>3</sup> までの分（1 m <sup>3</sup> につき）	139 円
	100 m <sup>3</sup> を超え 500 m <sup>3</sup> までの分（1 m <sup>3</sup> につき）	163 円
	500 m <sup>3</sup> を超え 1,000 m <sup>3</sup> までの分（1 m <sup>3</sup> につき）	188 円
	1,000 m <sup>3</sup> を超える分（1 m <sup>3</sup> につき）	206 円
浴場汚水	1 m <sup>3</sup> につき	11 円

ただし、上記料金表により算出した額に消費税法に基づく消費税額及び地方税法に基づく地方消費税額に相当する額を加算した額（その額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）とする。

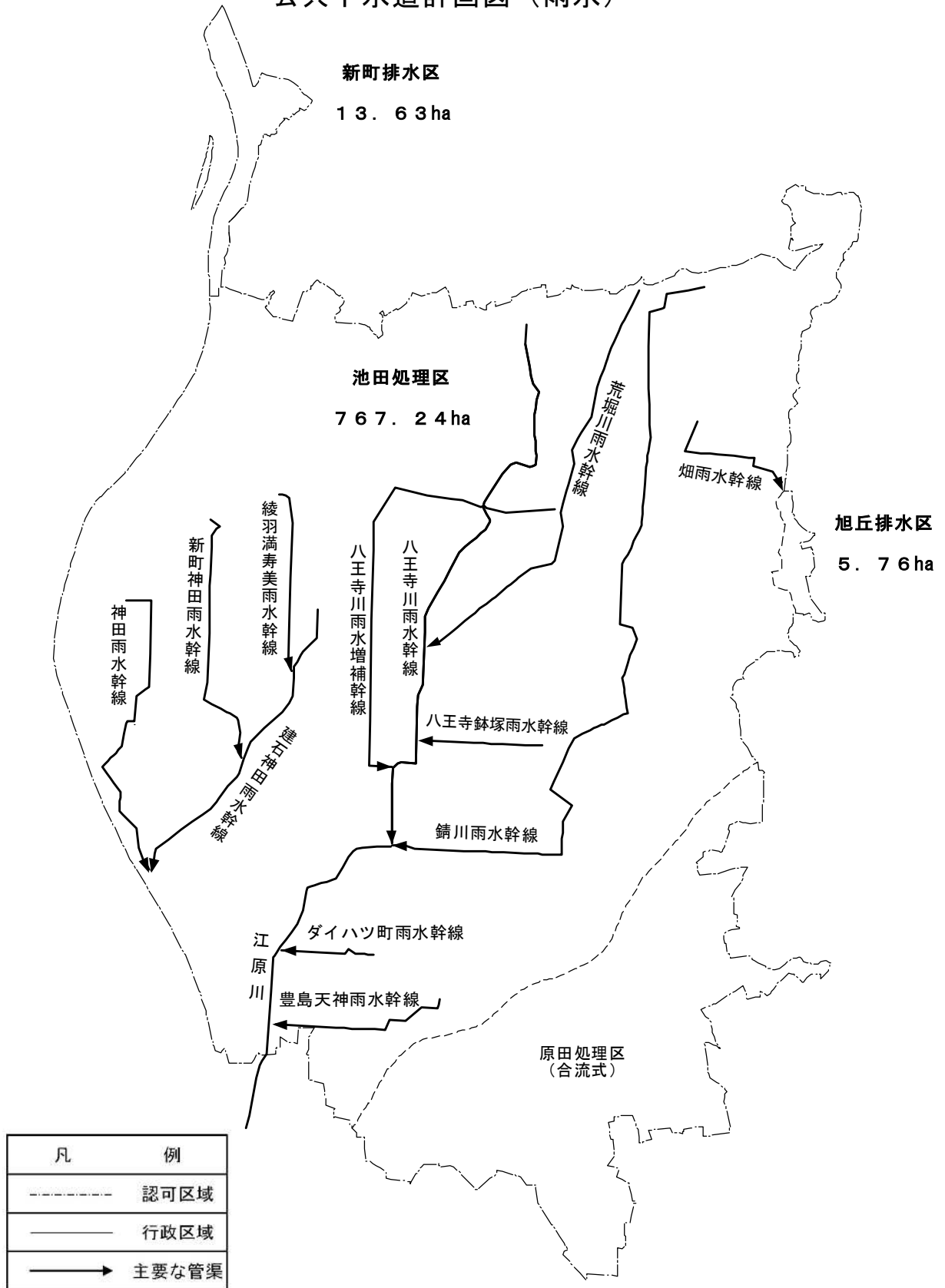
5. 受益者負担金

算 定 基 礎	受 益 者 負 担 金
$\frac{4,430,646,000 \text{ 円 (事業費)} \times 1/5 \text{ (負担率)}}{\text{地 積 } 8,950,800 \text{ m}^2}$	単位負担金 99 円 / m <sup>2</sup>

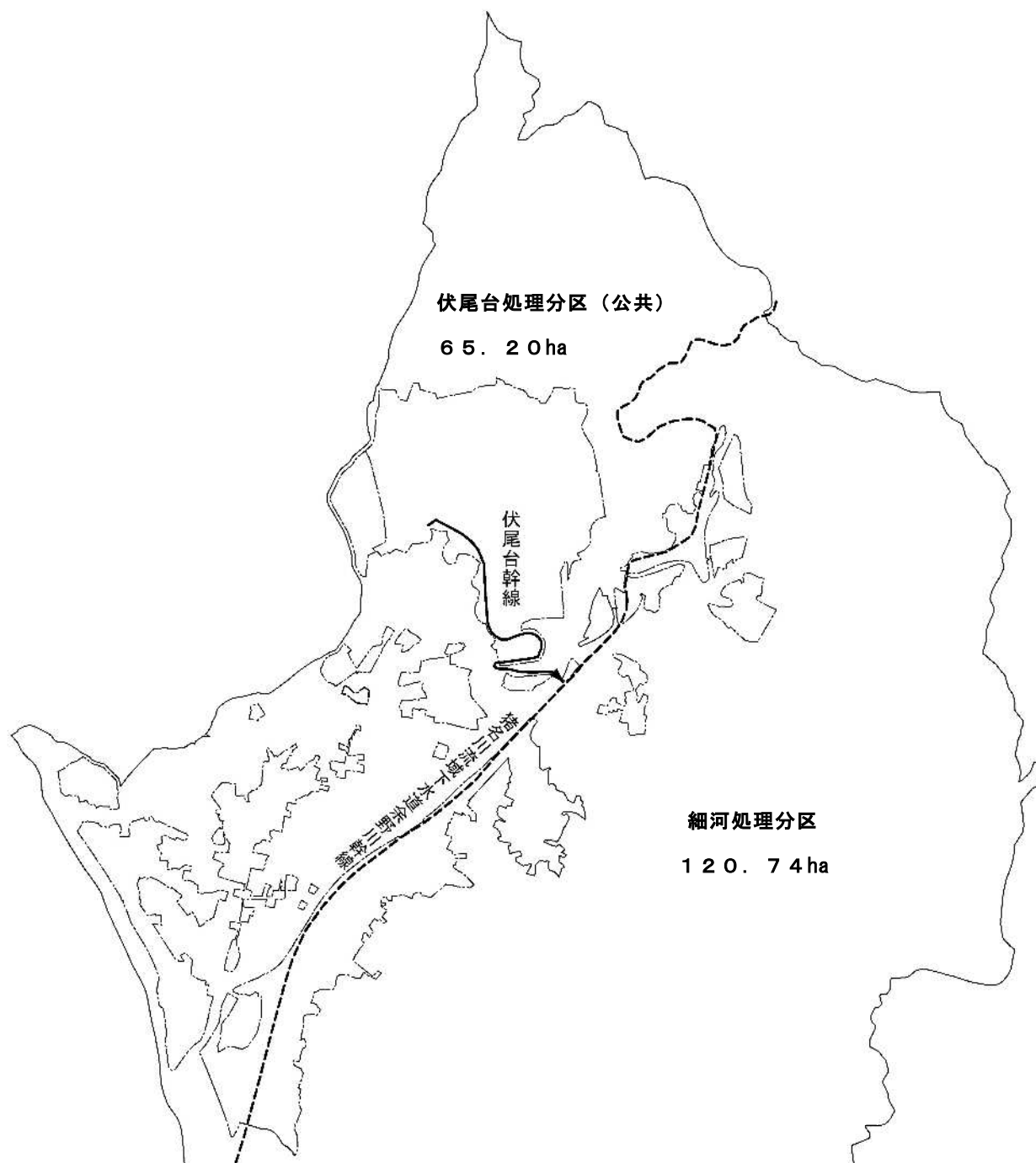
# 公共下水道計画図（污水）



# 公共下水道計画図（雨水）



## 公共下水道計画図（特環 汚水）



凡	例
-----	認可区域
————	行政区域
————→	主要な管渠